

令和5年度 高知県博物館登録審査会 次第

日 時 令和5年12月11日（月）9:00～11:00

場 所 高知県心の教育センター 2階研修室

- 1 開会
- 2 委員委嘱
- 3 委員長及び副委員長の選出
- 4 審査会日程について
 - ・書類審査1（本日）
 - ・実地調査
 - 日時：令和5年12月27日（水）14:00～16:00
 - 会場：むろと廃校水族館
 - ・書類審査2
 - 日時：令和6年1月17日（水）13:30～15:00
 - 会場：オーテピア 4階ホール
- 5 審査基準について
- 6 申請書類について審査
- 7 実地調査について
- 8 閉会

令和5年度高知県博物館登録審査会委員名簿

氏名	現職
伊藤 博明	高知県公立大学法人 理事長
斉藤 雅洋	高知大学地域協働学部 准教授 高知県社会教育委員会 委員長
田所 菜穂子	高知市立横山隆一記念まんが館 館長
中内 勝	高知県 歴史文化財課 課長
本田 祐介	高知県立のいち動物公園 副園長

(五十音順・敬称略)

教育委員会規則

高知県博物館の登録に関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 6 号

高知県博物館の登録に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和 27 年高知県教育委員会規則第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 22 条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録申請書の様式）

第 2 条 法第 12 条第 1 項の登録申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

（登録の審査に関する基準）

第 3 条 法第 13 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの都道府県の教育委員会の定める基準は、高知県教育長（第 7 条において「教育長」という。）が定める。

（博物館登録原簿の様式）

第 4 条 法第 14 条第 1 項の博物館登録原簿は、別記第 2 号様式によるものとする。

（博物館登録審査会）

第 5 条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、博物館の登録に関して意見を聴くため、高知県博物館登録審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

2 教育委員会は、法第 13 条第 3 項（法第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、法第 11 条の規定による登録又は法第 19 条第 1 項の規定による登録の取消しをしようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

3 審査会は、教育委員会が学識経験者のうちから委嘱し、又は任命する委員 5 人以内で組織する。

4 審査会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 前 2 項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（登録の公表等）

第 6 条 教育委員会は、法第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 19 条第 3 項及び第 20 条第 2 項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を告示するものとする。

（1）法第 11 条の規定による登録をしたとき。

（2）法第 15 条第 1 項の規定による変更の届出があったとき。

（3）法第 19 条第 1 項の規定による登録の取消しをしたとき。

- (4) 法第20条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- 2 前項の規定は、法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設としての指定をし、又は同条第2項の規定により博物館に相当する施設としての指定を取り消したときにおける同条第3項の規定による公表について準用する。
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により告示する事項は、その旨及び次に掲げる事項とする。
- (1) 第1項第1号に該当する場合にあっては、博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称及び所在地並びに登録年月日
- (2) 第1項第2号に該当する場合にあっては、前号に掲げる事項のうち変更がある事項及び変更年月日
- (3) 第1項第3号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項（登録年月日を除き、変更があったときは、変更後のものに限る。次号において同じ。）及び取消し年月日
- (4) 第1項第4号に該当する場合にあっては、第1号に掲げる事項及び廃止年月日
- （委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

高知県博物館登録審査会の運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県博物館の登録に関する規則（令和5年高知県教育委員会規則第6号）第7条の規定により、高知県博物館登録審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期等)

第2条 審査会の委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から、当該委嘱し、又は任命した日の属する年度の末日までとする。

(副委員長)

第3条 審査会に、副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員長又は副委員長及び委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第5条 審査会の事務局は、教育委員会事務局生涯学習課に置く。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

博物館に関連した法令（抜粋）

○博物館法

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- 四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 九 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 十 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
- 十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

（第2項・第3項 略）

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したものの。

- 二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの。
- 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者。

(第2項 略)

(館長、学芸員及び学芸員補等の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(登録)

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十二条 前条の登録を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
 - 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
 - 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - 三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

- 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。
 - イ 地方公共団体又は地方独立行政法人
 - ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）
 - (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。
- 二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。
- 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基

準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の取消し)

第十九条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十六条の規定に違反したとき。

四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

(第2項・第3項 略)

○博物館法施行規則

(博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第十九条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第三号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号、第二十一条第一号及び第二十四条第一項第二号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。

二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備して

いること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第二十条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第四号に規定する学芸員その他の職員の配置に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員が置かれていること。

三 同条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第二十一条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第五号に規定する施設及び設備に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定等に関する取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、高知県博物館の登録に関する規則（令和5年高知県教育委員会規則第6号）第3条及び第7条の規定により、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館の登録に関する基準、法第15条第1項に規定する変更の届出、法第16条に規定する定期報告、法第20条第1項に規定する廃止の届出、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「法施行規則」という。）第24条第1項第2号から4号までに規定する博物館に相当する施設の指定に関する基準、法施行規則第25条に規定する報告等について必要な事項を定めるものである。

(登録の審査に関する基準)

第2条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館登録の審査に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を実施する体制が、次のアからキまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
 - イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
 - ウ イの博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理及び活用する体制を整備していること。
 - エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
 - オ 単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館、文化に関する諸施設等と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
 - カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
 - キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- (2) 学芸員その他の職員の配置が次のアからウまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 前号アの基本的運営方針に基づき博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
 - イ 法第5条第1項に規定する学芸員が置かれていること。
 - ウ 前号アの基本的運営方針に基づき博物館の運営に必要な職員が置かれていること。
- (3) 当該博物館の施設及び設備が次のアからエまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的か

- つ 継続的に行うことができること。
- イ 防災及び防犯のために必要な措置を有していること。
- ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解することができない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(指定の審査に関する基準)

第3条 前条の規定は、法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する都道府県教育委員会の定める基準として、同条第2項の規定により準用する。

(博物館の変更の届出)

第4条 法第15条第1項に規定する変更の届出は、変更しようとする内容を示す書類を添付して博物館登録変更届(別記第1号様式)により行うものとする。

(博物館に相当する施設の変更の報告)

第5条 法施行規則第23条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、博物館に相当する施設指定変更報告(別記第2号様式)により高知県教育委員会へ報告するものとする。

(博物館の定期報告)

第6条 法第16条に規定する報告は、毎事業年度終了後3月以内に、博物館運営状況報告書(別記第3号様式)により行うものとする。

- 2 高知県教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、資料(収支決算書、展示・調査研究・学習機会の提供の実績を示す書類等)を求めることができる。

(博物館の廃止の届出)

第7条 法第20条第1項に規定する廃止の届出は、博物館廃止届(別記第4号様式)に廃止の内容を示す資料を添付して廃止した日から20日以内に行うものとする。

(博物館に相当する施設の要件喪失の報告)

第8条 法施行規則第25条に規定する都道府県教育委員会への報告は、博物館に相当する施設の要件喪失報告(別記第5号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和5年7月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(博物館の登録審査基準要項及び博物館に相当する施設指定審査要項の廃止)
- 2 博物館の登録審査基準要項及び博物館に相当する施設指定審査要項は、令和5年4月1日をもって廃止する。